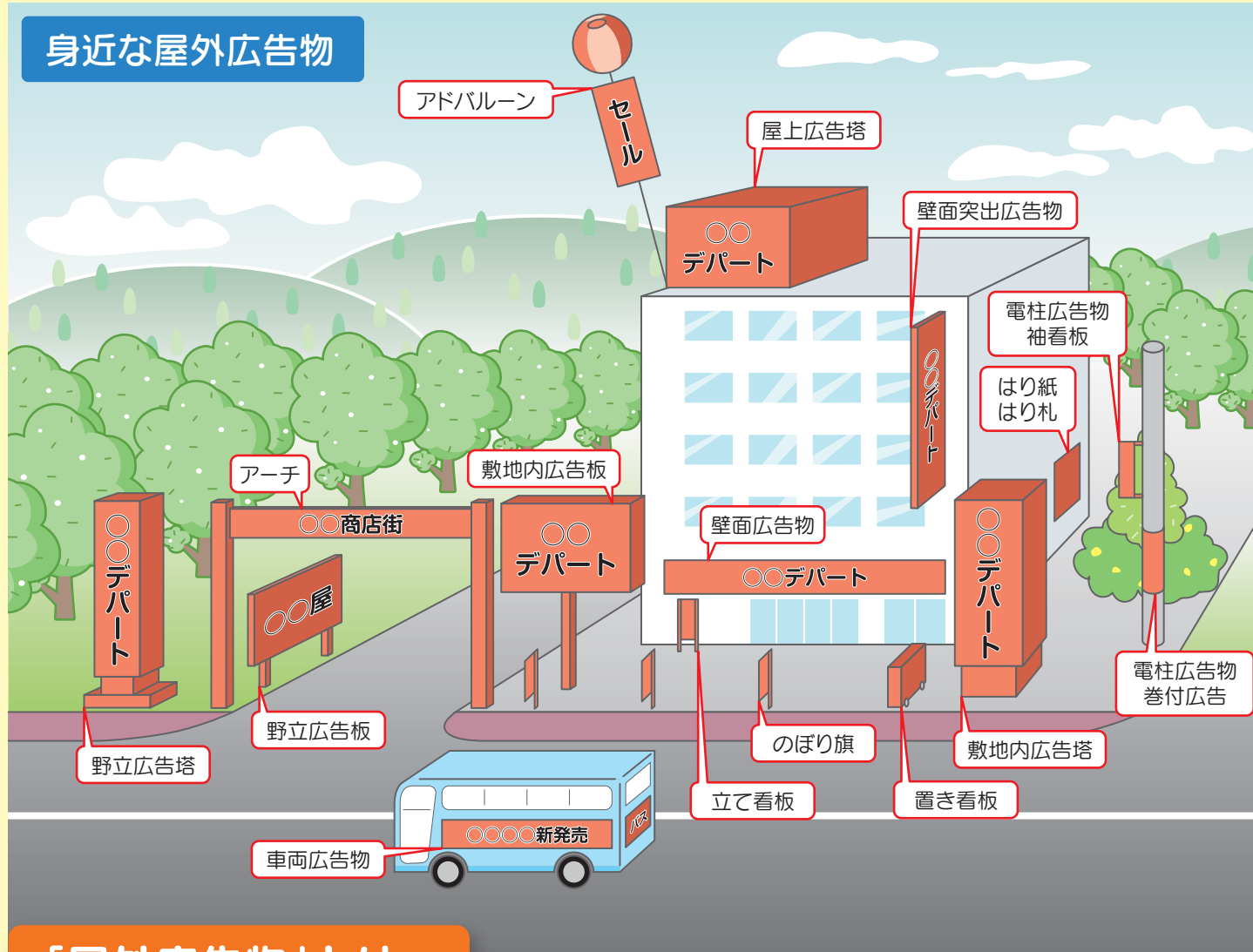


屋外広告物のルール

～栃木県では、優れた景観を守り育て
美しい街並みづくりに取り組んでいます～

身近な屋外広告物



「屋外広告物」とは…

「常時又は一定の期間継続」して
「屋外」で「公衆に表示」されるもの

で、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の
工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものです。

絵や写真などであっても、何らかのイメージを伝えるものであれば、屋外広告
物となります。

屋外広告物はどこでも表示できるわけではありません。表示するにあたって
ルールがあります。

- 栃木県では、昭和39年から、良好な景観の形成及び公衆への危害を防止することを目的として、栃木県屋外広告物条例を施行しています。

条例では、主に次の場合、屋外広告物を表示することを禁止しています。

- 1 屋外広告物を表示してはいけない場所があります **禁止地域**
- 2 屋外広告物を表示してはいけない物件があります **禁止物件**
- 3 表示してはいけない屋外広告物があります **禁止広告物**

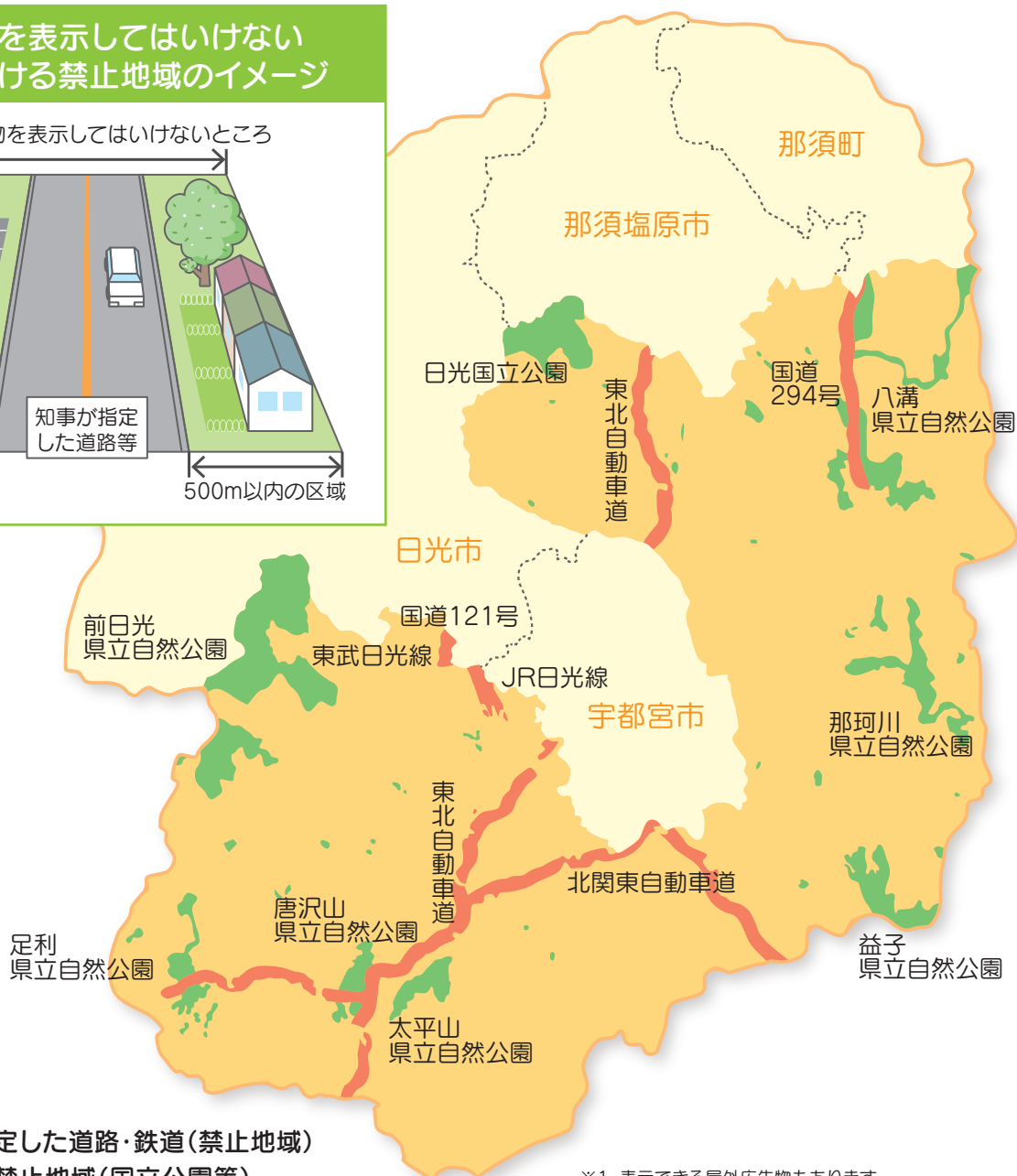
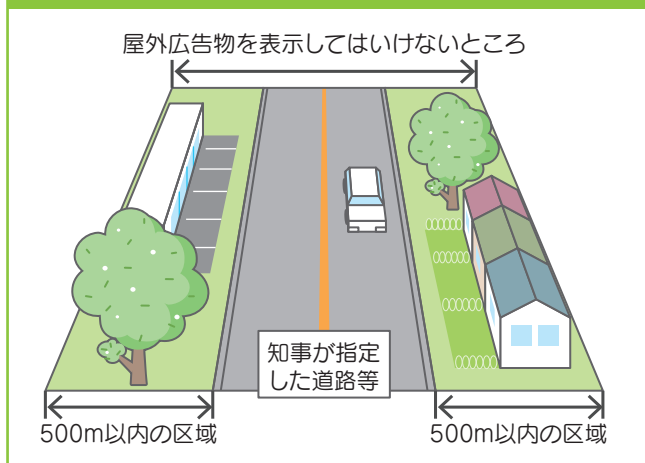
1 屋外広告物を表示してはいけない場所があります

禁止地域

屋外広告物を表示してはいけないところ

(との場所では屋外広告物を表示してはいけません)※1

屋外広告物を表示してはいけない
道路等における禁止地域のイメージ



凡例

-  …知事が指定した道路・鉄道(禁止地域)
-  …その他の禁止地域(国立公園等)
-  …屋外広告物の表示に許可が必要なところ
-  …独自の基準を定める市町の区域※2

※1 表示できる屋外広告物もあります。
詳しくは市町村窓口へご相談ください。

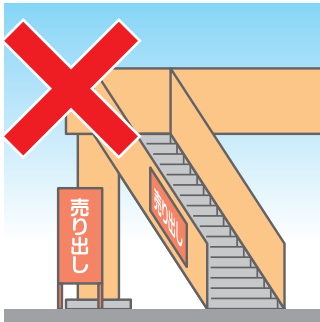
※2 宇都宮市、日光市、那須塩原市、那須町においては
それぞれの市町で定める基準が適用となります。

2

屋外広告物を表示してはいけない物件があります

禁止物件

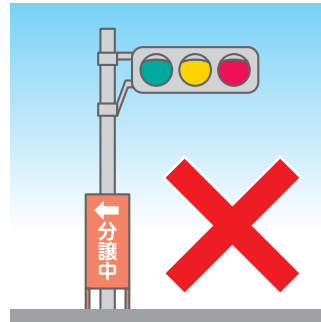
このような物件には広告物は表示できません！



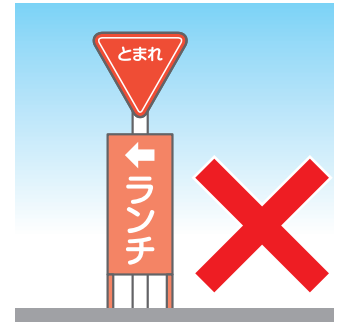
橋
トンネル
歩道橋



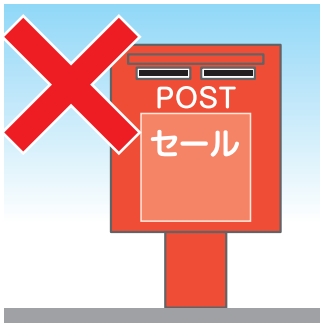
街路樹
並木



信号機



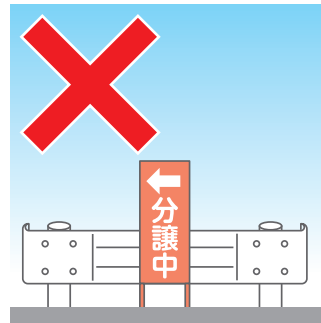
道路標識



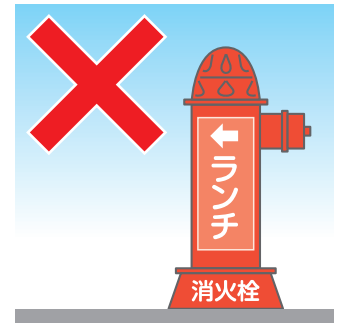
郵便ポスト
電話ボックス



送電塔
照明塔



ガードレール



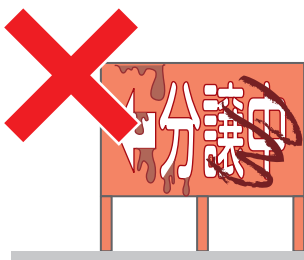
消火栓
火災報知機
火の見やぐら

3

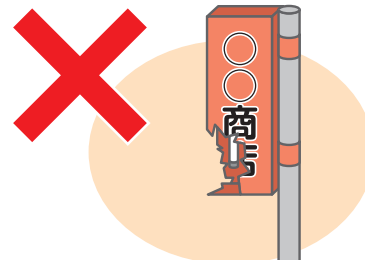
表示してはいけない屋外広告物があります

禁止
広告物

このような広告物は表示できません！



汚れたり、
塗料のはがれたもの



破損したもの



落下のおそれ
のあるもの



交通の安全を
阻害するおそれ
のあるもの

“屋外広告物のルール”を守って、違反広告物のない 良好な景観づくりにご協力ください。

屋外広告物を表示する場合は「許可」が必要です。

許可の基準、手続きについては、広告物を表示する場所の市町村へご相談ください。

許可申請は市町村窓口で…



担当窓口で相談して



許可申請してください

屋外広告物の表示を業者に依頼する場合は…

県に登録した屋外広告業者でなければなりません。

また、屋外広告物を設置したあとは、適切な管理が必要です。

※屋外広告業者の一覧は、県ホームページに掲載しています。

詳細な許可基準については…

県発行の次の資料をご覧ください。

「屋外広告物の手引き」(県ホームページに掲載しています。)

屋外広告物条例・施行規則

※宇都宮市、日光市、那須塩原市、那須町については、独自の屋外広告物条例を施行しています。



発行

栃木県県土整備部都市政策課景観づくり担当
宇都宮市塙田1-1-20 TEL028-623-2463

ホームページ

栃木県 屋外広告物

検索

R2.11

R270

古紙配合率70%の紙を
使用しています。